

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十七年 四月十五日

## 目次

### 公 示

二以上の建築物の敷地で形成される一団地を一の敷地としてみなす認定  
 (建築指導課) 一

一定の一団の土地の区域内の各建築物の位置及び構造に関する認定の取消し  
 (同) 一

## 公 示

二以上の建築物の敷地で形成される一団地を一の敷地としてみなす認定  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により、建築物の敷地で二以上のものが一団地を形成している計画について、当該一団地を当該二以上の建築物の一の敷地とみなす認定を行ったので、同条第八項の規定により公告する。  
 平成二十七年四月十五日  
 岐阜県知事 古 田 肇

一 対象区域  
 土岐市泉が丘町三丁目一番、二番及び三番

二 認定年月日  
 平成二十七年四月九日

三 認定番号  
 岐阜県指令建築第五一号

四 縦覧場所  
 岐阜県都市建築部建築指導課及び岐阜県東濃建築事務所

一定の一団の土地の区域内の各建築物の位置及び構造に関する認定の取消し  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定により、一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造に関する認定の取消しを行ったので、同条第四項の規定により公告する。  
 平成二十七年四月十五日  
 岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日当たる) (ときは翌日)

平成二十七年四月十五日

- 一 認定の取消しを行った区域  
土岐市泉が丘町三丁目一番、一番二、一番三、二番及び三番
- 二 認定取消年月日  
平成二十七年四月九日
- 三 認定取消番号  
岐阜県指令建築第五〇号

平成二十七年四月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社